

第49期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について（公告）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第49期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和6年9月24日

新潟県知事 花 角 英 世

第49期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

1 労働者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる労働組合

新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 使用者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる団体

新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 提出書類

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書（横書きのもの） 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働部しごと定住促進課

4 推薦期間

令和6年9月24日（火）から同年11月21日（木）まで

5 その他

公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推 薦 書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
団体名
代表者氏名

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、
労働者委員
新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。
使用者委員

記

(ふりがな) 氏 名	年齢	(労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位 (使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。